

わお 市政だより

昭和53年6月5日

602

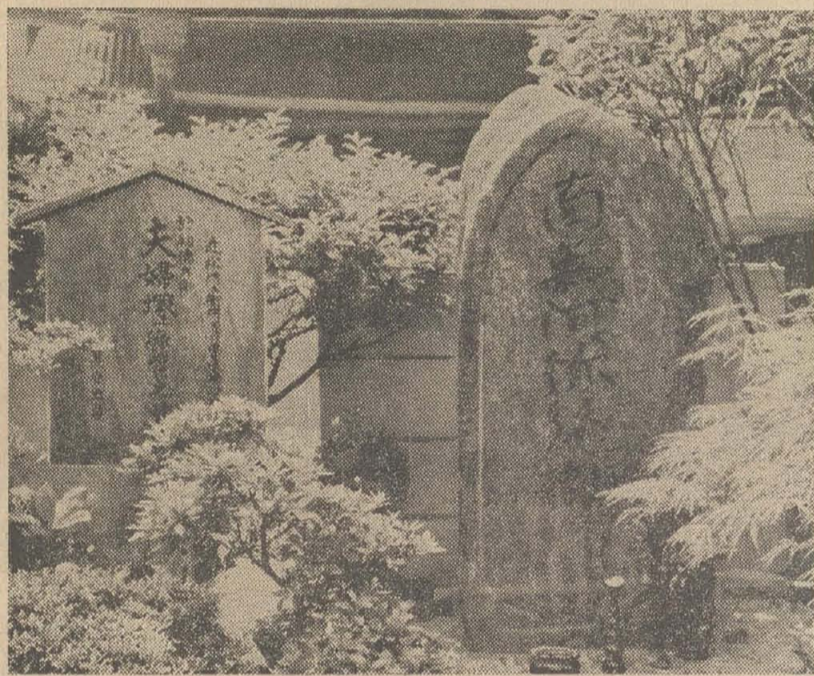
市民憲章

- 〈わたくしたち八尾市民は〉
1. 若い力をそだてましょう。
 1. あたたかい心でまじわりましょう。
 1. みどりのまちをつくりましょう。
 1. 文化財をたいせつにしましょう。
 1. 働くよろこびに生きましょう。

人の動き (昭和53年5月1日現在)

総数	268,622	男	134,837
世帯数	82,877	女	133,785

発行所 大阪府八尾市役所 八尾市本町1丁目 TEL (91)3881
印刷所 サンライ印刷株式会社



お初徳兵衛墓

約270年前、浄厳和尚が大変苦勞して夫婦になつたお初徳兵衛を哀れんで、ここに碑をたててから、代々ずっとお灯明をあげ手厚く回向(えこう)しています。

近所の方はここに「曾根崎心中」のモデルになつたお初徳兵衛の夫婦塚があるとはご存知ないのでしょうか、あまりおまいりにはこられませんが、でも、史跡めぐりやハイキングでよられた方々はお墓をみつけて「ここにあの有名なお初徳兵衛の夫婦塚があるんですね」と言って、年配の方は娘のために、また若い女の子は自分のためにと、良縁があるよう手を合わせておられます。

縁結びの碑ですから、近くにこられたときはぜひ一度おまいりにきてください。

◎お話し……大通寺住職 芳村良胤さん

大通寺(教興寺 360番地)境内にあり、俗に夫婦塚といわれている。高さ120cmの花崗岩に「南無阿彌陀仏」の六文字が陰刻してある。近鉄高安駅から東へ約1km。

市政モニターを募集します

市では「市政の主人公は市民、という考えに立ち、市民参加の行政を積極的にすすめています。

たとえば、昭和50年度から市長を囲む各種の対話集会を実施したり、市内の公共施設に声のポストを設置したり、市の諸施設や仕事の内容を市民に知ってもらう施設見学会など市民と市役所を結ぶ新しい事業を積極的に推進し、行政と市民の連帯感を深める努力をしています。

この一環として、このほど全国でも数少ない女性だけの「市政モニター」を設置することになりました。

■「市政モニター」とは……?

最近「消費者モニター」とか「公害モニター」などとよく言われていますが、もともと「モニター」とは「勧告する人」、「助言する人」という意味をもっています。

「市政モニター」制度は、市民のみなさんが市政について何を考え、何を望んでおられるかを知らせていただき、市はその意見や、要望を市役所の仕事に役立てていこうとするものです。

■建設的な意見やご提案を!

従来モニター制度は、市政に対して要望や苦情を出すことが主眼だったのですが、今回の市政モニター制度は、市政の理解の輪を広げることに重点を置いています。

したがって、モニター通信やモニター・テーマ通信などによって、市政に関するみなさんの建設的な意見、提案などをお聞きするほか、市理事者との懇談会や施設見学会も随時実施する計画です。

■女性だけを対象としています

今回、女性だけを市政モニターとした理由は、市民の半数を占めながら、男性に比べ市政に参加する機会の少ない女性に大いに発言してもらおうというねらいです。ゴミ処理、上下水道、消費問題、教育など行政と深い関係をもっておられる女性のみなさんご意見、お考えをお聞きしたいのです。

〈市政モニター募集要領〉

①市政についての建設的な意見、提案などをモニター通信として市に提出していただきます。(2カ月に1回程度)

②モニター・テーマ通信に回答をお願いします。

(市から提案されたテーマについて、モニターはきいたのない意見、提案などを回答していただきます。年2~3回程度)

③モニター全員懇談会に出席していただきます。(年1~2回程度)

④モニター施設見学会に出席していただきます。(年1~2回程度)

⑤市政についての理解の輪を広げていただきます。

⑥その他、市長が必要と認めた事項に参加していただきます。

☆定員 100名(応募者多数の場合は、地域的、年齢的網羅をはかるため、地域、年齢などを考慮して選任させていただきます。)

☆任期 1年間

☆応募資格 応募者は次の要件をすべて満たすものとします。

①八尾市に住んでおられる満20歳(今年4月1日現在)以上の女性

②国・府および府下市町村の公務員でないこと

③市政に対し積極的に参加意志のあること

☆謝礼 年額6,000円(交通費等は含まれません)

☆応募の方法 下記の事項を明記のうえ、6月30日までに、封書で、市役所公聴課(〒581 本町1丁目1-1)までお申し込みください。

氏名、年齢(生年月日も)、現住所、職業(お勤めでない方は、主婦、学生などの区別)、自宅電話番号、「モニターへ応募の動機」を簡単に。

『よりよい環境を求めて』

6月は環境月間です

6月は、環境月間です。「よりよい環境を求めて」というテーマのもと、本市では広く市民に環境保全についての認識を高めていただくとともに、公害課において日頃、指導のいざとどいていないところを重点的に公害監視パトロールを行い、事業者による公害防止の啓蒙を行います。

「八尾市民の環境を保全する基本条例」が制定され1年を経過しましたが、今年度はより一層環境監視に力を入れていきます。そこで市民のみなさん方にも、環境保全は身のまわりから気をつけて美しい町づくりにご協力ください。

環境月間中に公害課では、「特定建設作業の市内パトロールで無届出業者はないか」、「自動車の排ガス街頭検査」、「河川パトロールで悪い水が流れていないか、など集中的に監視を行います。

また、環境庁、大阪府などと共催で次の行事を行います。

〈環境月間記念植樹と緑のコンサート〉

☆とき 6月11日(日)午前10時~11時30分

☆ところ 久宝寺緑地公園

☆内容 記念植樹(苗木1000本)、大阪府音楽団の演奏、種つきガス風船とばし

6/11 (日)

<鉄道妨害防止運動が始まります>
毎年国鉄は「鉄道妨害防止運動」をおこなっていますが、今年も6月5日から25日までの21日間、この運動を実施することになりました。
鉄道事故防止のため、線路への立ち入りや、列車への投石などのいたずらをしないようおねがいます。

12 (月)

家児 教育 青少 心配
法律 消費

不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
中小企業下請相談
13.00~16.00 府民センター
☆記念講演会 *母親の役割について。(主催=八尾精神衛生協議会、八尾保健所) 13.30~ 八尾保健所
講師 郭 麗月先生

13 (火)

家児 融資 老人 消費

風疹抗体検査
9.15~11.00 八尾保健所
高血圧相談
13.00~14.00 八尾保健所
年金相談所 10.00~16.00
商工会議所

14 (水)

教育 家児 青少 結婚
消費

幼児歯科相談(フッ素塗布初回・1歳6カ月児) 9.15~11.00
13.00~14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制)
13.00~14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所

15 (木)

家児 法律 消費

婦人スポーツ教室(バレーボール)
13.00~16.00 教育センター
一般スポーツ教室(バレーボール)
17.30~21.00 教育センター
一般健康相談 9.15~11.00
八尾保健所
未熟児相談 13.00~14.00
八尾保健所

16 (金)

教育 家児 青少 身障
融資 消費

乳幼児健康相談(10カ月児)
9.15~11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
3歳児健診(49年12月生まれの女児)
13.00~14.00 八尾保健所
無料法律相談 13.00~16.00
府民センター

17 (土)

結婚 心配

<老人健康教室を開きます>
☆期間 7月の毎週木曜日
☆ところ 社会福祉会館
☆募集人数 先着60名
☆対象者 60歳以上の老人
☆内容 老人の健康
☆申し込み 6月20日まで
に市福祉厚生課(☎91-3881
内線 308)まで

19 (月)

教育 家児 青少 消費

不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
離乳食講習会 13.00~
八尾保健所

20 (火)

更生 家児 融資 消費

風疹抗体検査
9.15~11.00 八尾保健所
高血圧相談
13.00~14.00 八尾保健所
出張献血
10.00~15.00 市立病院

21 (水)

教育 家児 青少 人権
消費

幼児歯科相談(フッ素塗布初回・1歳6カ月児) 9.15~11.00
13.00~14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制)
13.00~14.00 八尾保健所
不用犬の受付
9.30~12.00 13.00~16.00
八尾保健所
勤労者生活相談
13.00~16.00 社会福祉会館

22 (木)

家児 法律 職業 消費

婦人スポーツ教室(バレーボール)
13.00~16.00 教育センター
一般スポーツ教室(バレーボール)
17.30~21.00 教育センター
一般健康相談
9.15~11.00 八尾保健所

23 (金)

教育 家児 青少 身障
融資 消費

乳幼児健康相談(1歳6カ月児)
9.15~11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所

24 (土)



▲ 老人スポーツ大会
(5月28日、成法中で)

25 (日)

勤労者生活相談
13.00~16.00 社会福祉会館

<タバコは市内で買いましょう>
タバコにかかる税金は、八尾市内で売られたタバコの売上本数に応じ、市の税収入となります。タバコを買われる場合は出来るだけ、八尾市内でお買いださるようお願いいたします。

<めいわく駐車追放府民運動にご協力ください>
玄関先や店先の路上にちよっとだけと自動車を駐車する運転者があとをたちません。路上駐車によって消火活動ができにくかったり、歩行者の事故がたえません。
府では、6月21日から27日まで、めいわく駐車追放運動を実施しますので、ご協力ください。



消費者デー

昭和53年度第6回消費者デーを次のとおり行います。

- <日程>
6月12日(月) 恩智駅前ストア
14日(水) あけぼのデパート 本町センター、山本中央市場
15日(木) 竜華市場、志紀市場
16日(金) 高安市場、久宝寺ストア、八尾トップセンター、新町市場、山本市場 高安ストア
17日(土) 山本DMストア
☆時間 午前10時30分~(山本市場、高安ストアのみ午後1時30分~)
☆品目 青果物中心に10品目で、1品目につき平均 150人分を販売
お問い合わせなどくわしくは、市産業課内八尾市消費物資卸売協議会事務局(☎91-3881 内線 333)まで。

移動図書館 日程

- 6月16日(金) ○刑部公園 △永畑小
20日(火) ○天王の森 △山畑会館
21日(水) ○上尾町広場 △西山本小
23日(金) ○太子公園 △跡部公園
24日(土) ○竹淵小 △大阪ガス曙川社宅
27日(火) ○用和小 △許麻神社
28日(水) ○なかよし児童遊園 △志紀幼
時間は、○印が午後1時30分~2時30分、△印が午後3時~4時(大阪ガス曙川社宅 午後3時15分~)

- 心配 = 心配ごと相談
身障 = 身体障害者相談
結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で
家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で
青少 = 青少年非行相談 13時~17時 教育センターで
教育 = 教育相談(電話予約制) 9時~ 市役所内教育相談所で
融資 = 中小企業相談 13時~15時 産業課で
法律 = 法律相談(当日12時45分受付) 13時~16時 市民相談室
行政 = 行政相談 13時~16時 市民相談室で
職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で
更生 = 更生保護相談 10時~16時 社会福祉会館で
人権 = 人権擁護相談 14時~16時 市民相談室で
老人 = 老人健康相談 10時30分~12時 社会福祉会館で
消費 = 消費生活相談 10時~15時 婦人会館で

市長ひとこと

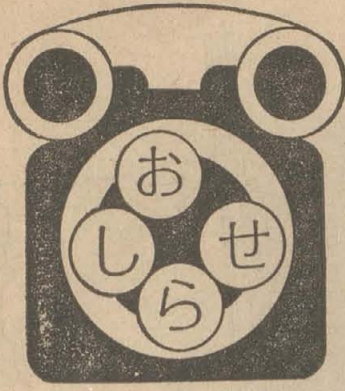
父親、母親の役割をもう一度考えよう
5月の「母の日」について、6月には「父の日」がある。「父の日」や「母の日」は子供が自分を育ててくれた父や母の苦勞について考え、感謝の気持ちを新たにする日である。

親の本当の有難さというもの自分が子供を大きくする中で、こういう事してくれたのかとしみじみ解るものである。
ところで、かって「地震、雷、火事、親父」といって恐しくて頑固だが頼もしかったといわれた父親が少なくなり、「よほどのことがないと叱らない」という父親が増える一方で、教育のチャンネルは自然と母親に移っていき、「母の日」といって、私の家庭には母親はおりません。いるのは教育ママ

ゴンだけです」と子供からみられるような家庭が相当増えている。
こういう事を称して、現在は「父親なき社会」といっている人もあるが、要するに「父親的なもの」の不在が顕著になってきたということであろう。
昔のように、父親が威張りちらすのもどうかと思うが、今まで日本の社会は母性社会の体質を強くもちながら、父親原理と母親原理のバランスのなかで、暖かい自制のある社会を維持してきたのであ

る。
現在のように分化された社会にあって、特にサラリーマンの家庭では子供の目の前で男らしく黙々と働く父親の姿など見かけることがない。
このような中において、父親原理と母親原理のバランス、父親、母親の各々の役割というもの考えるのはむづかしいかも知れないが、このような日がつづくのを機会に一度考えてみたらどうかと思う。

昭和53年6月5日



市役所 ☎ 91-3881

■保健婦を募集

内線 221

市では、保健婦を次のとおり募集しています。
☆受験資格 昭和17年4月2日以降に生まれ、保健婦の免許を有する人
☆採用 若干名
☆試験 7月4日
☆申し込み 7月1日(土)までに受験申込用紙(人事課で交付)に、必要事項を記入、最近撮影の写真(名刺型)を2枚貼付のうえ卒業、成績証明書と保健婦免許証を各一通添付して、人事課まで

■消防職員を募集

☎92-2281

☆受験資格 学校教育法による大学、短大、高専、高校を卒業し昭和130年4月2日以降に生まれた男子
☆採用 若干名
☆試験日・場所 7月2日(日)午前9時 曙川中学校
☆申し込み 6月8日～6月20日までに、申込用紙(市消防本部、消防署、消防出張所で交付)に、最近撮影の写真(名刺型)2枚を貼布し、卒業、成績証明書を各一通添付のうえ申し込んでください。

■委託集金員を募集

☎22-1661

水道局では、水道料金、修繕料金などの集金をしていただく委託集金員を募集しています。
☆資格 自転車で乗れる健康な人で身元保証人2人をたてられる方
☆収入 月額 約8万円程度
☆申し込み 市販履歴書を添えて6月15日までに、水道局総務課人事係まで
なお、業務内容の詳細については、営業課収納係(内線55)へお問い合わせください。

■「八尾をきれいにする運動」の標語を募集

内線 219

一人ひとりがまちを汚さないよう心がけることが、町の美化を推進するもっとも必要なことです。そこで、市民のみなさんの意識向上を図るため、次のとおり標語の募集を行いますので、どしどし応募ください。
☆内容 4つの重点目標についての標語で自作のもの
①不法投棄をなくす運動
②不法広告物をなくす運動
③ゴミを少くする運動
④花と緑をふやし育てる運動
☆募集対象 小学生以上の市民
☆応募方法・期間 7月15日までに、高校生以上の市民の方は、官製ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、「八尾をきれいにする運動給務事務局」(本町1-1-1 市公聴課)までお送りください。(1枚に1作品)
なお、小・中学生の方は学校を通じてください。学校、学年、学級、氏名を明記のこと。
☆入選作 市政だよりなどで発表し、入選作には、記念品を贈呈
くわしくは、市公聴課までお問い合わせください。

■事業所統計調査が行われます

内線 244

今日15日から、全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。この調査は、工場、店舗、会社学校をはじめ事業所、官公庁、病院、神社、サービス業などを漏れなく調査するもので、我が国における最も基本的な基本統計調査です。
近日中に、調査員が事業所にお伺いしますのでご協力をお願いします。また、調査票に記入していただいた内容は統計を作る以外の目的に使用することは絶対ありませんので、ありのままを記入してください。
調査について疑問な点があれば企画課統計係へ。

〈愛の献血運動に参加しよう〉

府の移動採血車による「愛の献血」が、山本地区の住民の方を対象に、次のとおり行われます。
☆とき 6月17日(土) 午前10時～午後3時
☆ところ 市立労働会館(山本)

■53年度市、府民税の納税通知書を送付します

内線 252

昭和53年度の市、府民税納税通知書は6月10日すぎに発送の予定ですが、もし6月20日頃までに到達しない場合には、市民税課市民税第1係までご連絡ください。
なお、老年者、寡婦、障害者や未成年者に該当する人で、52年中の所得が80万円以下の人や、52年中の所得が(扶養親族数+1)×19万円以下の人については、非課税となり、納税通知書は送付いたしませんので、ご注意ください。
また、市、府民税の申告書提出されていない人は、至急提出されるようお願いします。

■新老人医療証で治療を

内線 308

現在使用されている老人医療証(ピンク色)、受給者証(ブルー色)は、6月30日で有効期限が切れ、無効になります。
新しい老人医療証(カキ色)、受給者証(黄色)は各対象者に郵送しますので、6月末日までに届かない場合は、福祉厚生課福祉医療係までご連絡ください。
7月1日から医院や病院で治療を受けられるときは、必ず新しい「証」と被保険者証を受付窓口提示してください。
※ご注意
過去1年以内に保険変更して、まだ変更の手続きをされていない人は、「証」の更新が出来ませんので、すぐに福祉厚生課福祉医療係までおとどけください。

■胃の集団検診を受け付けています

内線 359

市では府と協力して胃ガンの早期発見のため30才以上の市民を対象に胃の集団検診を行っています。現在、6月以降実施分の希望者を受け付けています。
☆費用 1,600円
☆ところ 八尾保健所
☆検診日・方法 電話で衛生課まで申し込み、申込順に本人あて通知。レントゲン間接撮影の方法で5枚(当日は朝から絶食)
☆結果 本人あて、約2週間後に通知

〈6月はゴキブリ駆除月間〉

☎91-7345

市では、ゴキブリ取り(トリモチ式)を取りにきていただいた方に無料で、配布していますので、ご希望の方は、衛生課、清掃事業所、各出張所までお越しください。
くわしくは、清掃事業所まで。

■第19回八尾市長旗争奪軟式野球大会を開きます

☎23-5101

☆日程 7月2日(日)～各日曜日
☆参加資格 市内の事業所チーム、市民で編成するクラブチーム(20名以内)
☆費用 1チーム4,000円(申し込みと同時に納入)
☆申し込み 昭和53年6月12日(月)～6月16日(金)までに教育センター内体育青少年課へ(申し込み用紙は同課にあります)
☆抽せん会 6月23日(金)午後7時 市民ホール(定刻までに監督または主将が必ず出席してください)
☆試合会場 市立山本球場、市立中学校グラウンド

■市民スポーツ祭を開催

☎23-5101

市制施行30周年、市民憲章制定15周年を記念した市民スポーツ祭を次のとおり行います。
☆とき 7月9日(日) 午前9時～(雨天のときは、7月16日に延期)
☆ところ 久宝寺緑地陸上競技場
☆参加対象 市民または市内在勤者(直接会場へお越しください)
☆競技 運動会形式で行います

■河内音頭などの民謡講習会

☎23-5101

☆とき 6月25日、7月2日・16日・23日・30日、8月6日の各日曜 午後6時～
☆ところ 市立体育館(教育センター内)
なお、講習会はすべて当日受付(参加費無料)です。

■婦人会館の講座

☎22-6185

〈新舞踊〉
☆とき 毎週金曜日 午後1時～4時
☆費用 2,000円
☆定員 30名
〈6月組 組むも教室〉
☆とき 6月毎週水曜日 午前10時～、午後1時～
☆月謝 2,000円
☆材料費 2,350円から

〈近大無料法律相談〉

☆とき 6月18日(日) 午前11時～午後3時
☆ところ 用和小公民館
お問い合わせは、塩見(☎96-6451)まで。

■働く人の美術展

第19回八尾美術協会展、働く人の美術展が行われますがその出品作を募集しています。

☆会期 6月13日(火)～6月18日(日) 午前9時～午後7時(ただし、18日は午後5時まで)
☆ところ 市立労働会館(山本)
☆出品種別 絵画(使用材料自由)1点以内、額付のこと(10号以上100号まで)。彫刻(使用材料自由)2点以内。工芸(使用材料自由)2点以内。写真 パネル張り 全紙サイズ2点以内 組写真は1枚のパネルにレイアウトされたもので1辺90cm以内とし、1人2点以内です。
☆換入 6月11日(日) 午前10時～午後3時 会場正面入口受付(ただし、学校、団体出品は10日 午後1時より)

■風呂場の新築、改築にはご注意ください

☎92-2281

風呂の空だき防止のため、市火災条例が次のとおり改正され、施行されています。
*風呂場の壁体構造は、浴そうが壁に接する部分を浴そうの上端まで金属以外の不燃材料でつくること。新築の場合はもちろん、改造されるときは、とくにご注意ください。
なお、風呂場を改造されるときは、消防本部までご相談ください。

■消火器の押し売りにご注意ください

☎92-2281

最近、また消防署員や自治会役員をよそおって、各家庭をまわり「お宅には消火器を置いていますか」と問いかけ、言葉たくみに売りつける悪質なセールスマンがいます。とくに新興住宅地に転居された方はご注意ください。
消防署では、消火器を販売することは絶対ありません。もし、そうしたことがあれば、買われる前に消防本部にご連絡ください。

■NHK公開録画が行われます

☎36-941-0431

市とNHK近畿本部共催の「三枝の笑タイム」の公開録画が次のとおり行われます。
☆とき 7月12日(水) 午後5時開場、6時開演で約1時間30分の予定
☆ところ 教育センター
☆出演 桂三枝、藤子など
☆入場申し込み 6月12日から7月3日まで、往復ハガキ(1人1枚に限る)に住所、氏名、年齢をご記入の上、〒540 東区馬場町6-4 NHK近畿本部事業班「三枝の笑タイム」公開係まで。

姉妹都市を訪問します

八尾市姉妹都市提携委員会では、姉妹都市アメリカ・ワシントン州ベルビュー市を次の日程で訪問します。広く市民の方の参加をお待ちしています。
☆期間 7月1日～10日
☆日程 大阪…東京…サンフランシスコ…シアトル…ベルビュー着(3泊)…シアトル…サンフランシスコ(1泊)…ラスベガス…ロサンゼルス(2泊)…ホノルル(2泊)…東京…大阪
☆参加費用 約36万円～43万円
☆申し込み 6月15日までに市姉妹都市提携

委員会事務局(市役所秘書課内 ☎91-3881 内線 212)まで。



使節団

作品展示や映画の

集いを行います

市と市教委では、同和教育月間の推進をはかり、差別のない明るい町づくりをすすめるため、人権作品の募集を行っていましたが、ポスター(388点)、作文(116点)、詩(108点)、標語(317点)合計929点が寄せられました。そこで、この作品の発表や展示などを通し、市民のみなさんに知っていただくこと、次の行事を催しますので、積極的な参加をお待ちしています。

〈私のねがい〉

人権作品発表と映画の集い
☆とき・ところ 6月11日(日) 午後1時～4時30分 市民ホール
☆人権作品の発表 入選作文・詩
☆映画 「幸福の黄色いハンカチ」-3人の奇妙な旅を通して、不安に生き希望を求め現代人の心をえがき、愛が希望を達成させることを物語り、人間愛をうたいあげるもの
〈人権作品の展示〉
市民のみなさんから寄せられた応募ポスター、入選標語の展示を行います。
☆とき・ところ 6月11日(日)～12日(月) 午前9時～午後5時 市民ホール

公害健康被害者の救済制度 がスタート……………6月2日から

市内で、大気汚染による「慢性気管支炎」や「気管支ぜん息」などで悩んでおられる人たちに、救済の手がのびることになりました。

これは市の大半の地域が、公害健康被害補償法に基づく、大気汚染による公害健康被害の救済地域の指定を受けることになったため

です。これにより、指定地域内に一定期間以上居住又は通勤、通学している人で、公害健康被害患者として認定された場合、無料で医療が受けられたり、障害の程度により補償費等が支給されることになりました。

本市の大気汚染の状態は、市内の工場から排出されるばい煙に加えて、大阪市や堺市の臨海コンビナート等からふきよせる風によってくるばい煙によって汚染されています。

最近では公害対策が進み改善されてきていますが、昭和43～45年当時は市内の大半の地域が硫黄酸化物濃度が0.05PPMをこえるという高濃度の汚染状況でした。この様な中で、慢性気管支炎、気管支ぜん息等の閉塞性呼吸器疾患がふえ、そして、これら患者や多くの市民から救済を強く要望されて来ました。そこで、昨年環境庁の委託で公害健康被害補償法による指定地域に該当するかどうかの基礎調査を行いました。このたび、環境庁で検討の結果、過去の硫黄酸化物の汚染状況及び呼吸器疾患の有症率などから、公害健康被害補償法に基づく指定地域の決定が行われました。

地域指定の要件

「大気汚染の程度が、過去10年間のうち連続する3カ年の硫黄酸化物の測定濃度（年平均

値）が0.05PPM以上の地域であり、呼吸器疾患有症率が自然有症率（2～3%）の2～3倍であること」と中央公害対策審議会答申で定めています。

大気汚染の状況

硫黄酸化物の濃度は、過去10年間のうち昭和43～45年の3年間の平均値で0.05PPMをこえる地域は、市の東部及び南部を除く地域でした。

呼吸器疾患の有症率

昨年1～2月に市内に3年以上居住した40才～59才までの1,200名の市民のみなさんにご協力いただき①問診調査②肺機能検査③血圧測定④喀痰検査などを行った結果、8.32%と自然有症率の3～4倍の有症率がありました。

これらの調査結果を環境庁が検討し、さらに中央公害対策審議会でも審議してこのたび閣議決定され、今年6月2日から、地図の斜線の地域が公害健康被害補償法に基づく第1種地域に指定されました。

◎公害健康被害者の認定

この制度の各種補償給付を受けるには、まず公害健康被害者として認定されることが必要です。

この認定を受けるには次のような要件を備えていることが必要です。

- 1、指定疾病（下表のとおり）にかかって

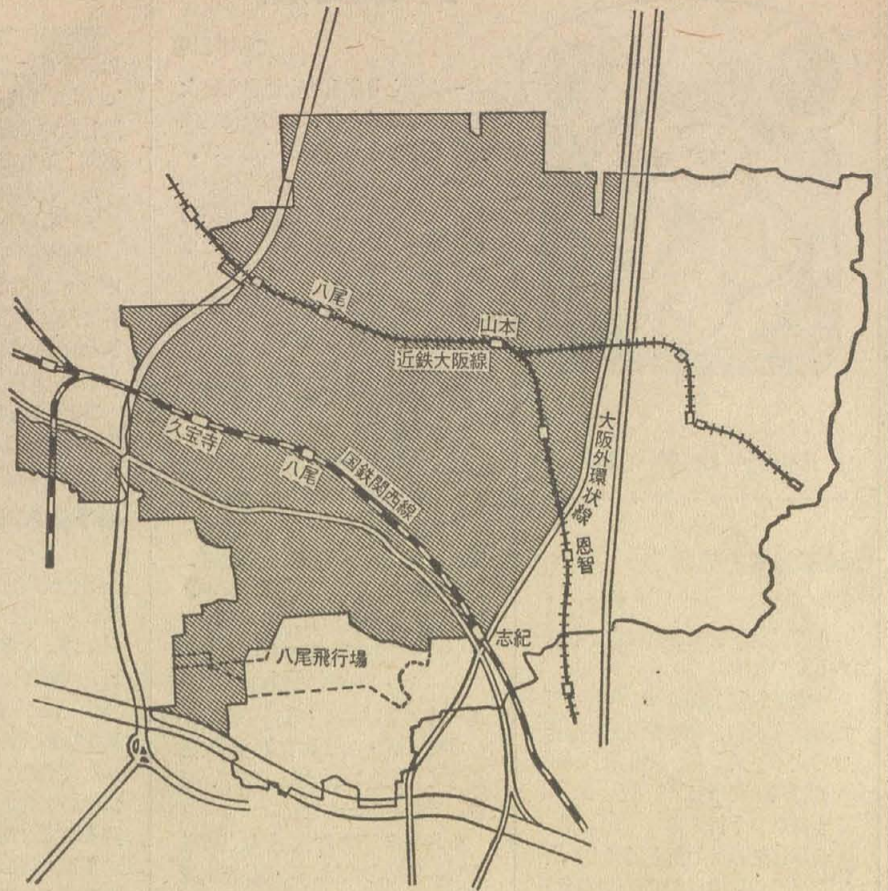
- 2、申請のとき市内指定地域に居住しているか、またいつも市内指定地域内に通勤（通学）して、1日8時間以上過していること。
- 3、申請のときまでに一定期間以上（下表のとおり）指定地域内に居住しているか、また通勤等していること。

＜指定疾病及び要件＞

指定疾病	居住の場合	通勤等の場合
慢性気管支炎及びその続発症	イ、申請時まで連続して2年以上（6才未満の者は1年以上） ロ、申請前の4年間に3年以上（6才未満の者は申請前の2年6月の間に1年6月以上）	イ、申請時まで連続して3年以上（6才未満の者は1年6月以上） ロ、申請前の5年6月の間に4年6月以上（6才未満の者は申請前の3年3月の間に2年3月以上）
気管支ぜん息及びその続発症	イ、申請時まで連続して1年以上（1才未満の者は6月以上） ロ、申請前の2年6月の間に1年6月以上（1才未満の者は申請前に9月以上）	イ、申請時まで連続して1年6月以上（1才未満の者は9月以上） ロ、申請前の3年3月の間に2年3月以上（1才未満の者は申請前に11月以上）
ぜん息性気管支炎及びその続発症	イ、申請時まで連続して1年以上（1才未満の者は6月以上） ロ、申請前の2年6月の間に1年6月以上（1才未満の者は申請前に9月以上）	イ、申請時まで連続して1年6月以上（1才未満の者は9月以上） ロ、申請前の3年3月の間に2年3月以上（1才未満の者は申請前に11月以上）
肺気腫及びその続発症	イ、申請時まで連続して3年以上 ロ、申請前の5年6月の間に4年6月以上	イ、申請時まで連続して4年6月以上 ロ、申請前の7年9月の間に6年9月以上

（注）上表のほか八尾市以外の指定地域に居住または通勤（通学）していた時間を通算したり、居住期間と通勤（通学）の期間を合算して要件を満たすこともあります。

《公害健康被害補償指定地域》



次の区域以外の地域です（斜線部分は指定地域）。国道170号線（大阪外環状線）以東、弓削町1～3丁目、弓削町南1～3丁目、大字弓削の内国道25号線以南、大字田

井中、大字老原、大字南木本、大字太田の内府道（旧）大阪中央環状線以東、太田1～9丁目、大字沼、沼1～4丁目

◎認定を受けるための手続

指定疾病にかかっている者が公害健康被害補償制度の適用を受けるためには次の手続が必要が必要です。

- 1、提出書類一必要関係書類は次のとおりです。
①認定申請書 ②住民票または通勤通学証明書 ③主治医診断書
- 2、医学的検査の実施一申請をされた方には八尾市立病院で医学的検査をうけていただくことになっています。この医学的検査の実施日についてはおって申請者に連絡します。

◎認定と公害医療手帳の交付

申請者からの提出書類と医学的検査の結果について、「八尾市公害健康被害認定審査会」の意見を聞いて認定を行います。認定の可否については申請者に通知することになっています。また、被認定者には公害医療手帳を交付することになっています。

◎有効期間

- 1、認定の有効期間は指定疾病ごとに次のとおり定まっています。
①慢性気管支炎及びその続発症、気管支ぜん息及びその続発症、肺気腫及びその続発症……………3年
②ぜん息性気管支炎及びその続発症……………2年
- 2、認定患者の指定疾病が有効期限内になおる見込みがないときは、有効期限の3月前から被認定者は、認定の更新を申請することができます。その際にも初回申請と同様医師の診断と必要な検査を受けることとなります

◎各種補償給付

この制度には次の7種類の補償給付があります。これらは支給要件が満たされた場合に認定患者または遺族に対し支給されます。

- ▶療養の給付……認定患者は指定疾病の療養の給付を受けるときは、公害医療手帳を医療機関の窓口へ提示するだけで治療費の支払いをせずに治療を受けることができます。
- ＜療養費＞ 緊急その他やむをえない理由で公害医療機関以外で診療を受け、現金で治療費を支払った場合、療養費の支給を受けることができます。
- ＜障害補償費＞ 指定疾病について、一定の障害の程度に該当する15歳以上の被認定者に支給されます。
- ＜児童補償手当＞ 指定疾病について、一定の障害の程度に該当する15歳未満の被認定者を養育している人に対して支給されます。
- ＜療養手当＞ 指定疾病について、入院、または4日以上通院している被認定者に支給されます。
- ＜遺族補償費＞ 指定疾病に起因して死亡した被認定者の遺族（そのものによって生計を維持していた者）で、一定の要件を備えているものに支給されます。
- ＜遺族保障一時金＞ 遺族補償費を受ける遺族がない場合に支給されます。
- ＜葬祭費＞ 指定疾病に起因して死亡した被認定者の葬祭を行う者に支給されます。

◎公害保健福祉事業

被認定者の健康回復、増進その他指定疾病による被害を予防するために、公害保健福祉事業として空気清浄機の貸し出し、保健婦が家庭訪問して療養の相談に伺うなどの事業も行われます。

●申請手続

認定に必要な申請用紙や関係書類の交付は、6月2日より生活環境部公害課公害補償係で行っています。公害健康被害補償の制度についてのお問い合わせも同係（☎91-3881、内線366・367）までおよせください。